

この度は弊社海外引越サービスをご利用いただき、誠にありがとうございます。
日本での輸入通関手続きに際し、「別送品申告書」が必要です。**税関のアプリ・電子申告ゲートは使用できませんので、ご注意ください。必ず有人レーンをお通りください。**
空港に到着されましたら、以下の要領でお手続きのほど、よろしくお願いいたします。

重要

日本ご到着後の手続き

STEP 1 荷物引取時もしくは入国までに、別送品申告書を **2枚** 記入してください。※1

[注意] ご入国時の際に、自動化ゲートではなく、有人レーンをお通りください。(入国印が必要です)
もしも自動化ゲートを通じた場合は入管係官に入国印を押してもらうようにしてください。

※1 「別送品申告書の記入例」(3ページ)を参照ください。

STEP 2 記入した **2枚** を税関の係官に提出して、確認印を押してもらい **1枚** を受け取ります。

STEP 3 その **1枚** を、次ページでご案内している「お預りカウンター」に提出してください。

[注意] 税関の係官に「お客様にて保管をしておいてください」と言われることがございますが、
別送品申告書は必ず到着空港のお預りカウンターへご提出ください。

もしも、お預りカウンターにご提出できなかった場合・・・

- ・お預りカウンターの設置されていない空港に到着されたお客様
- ・お預りカウンターに申告書の提出を忘れてしまったお客様
- ・お預りカウンターの営業時間外に到着されたお客様

このようなときは、必要書類を下記送付先にご送付ください。

別送品申告書は再発行できない書類ですので、簡易書留にて送付をお願いいたします。

必要書類

- ①別送品申告書(オリジナル・税関押印済みのもの)
 - ②パスポートコピー(顔写真のページ、出入国スタンプのページ)
 - ③ビザ(滞在許可証)のコピー(帰国日を含めた過去1年以上の有効期間のもの)
 - ④(外国籍のお客様)日本のVISA、在留カード等のコピー(1年以上)
- (②・③は海外に滞在していたことを証明する為に必要となります)

送付先

〒289-1608 千葉県山武郡芝山町岩山字井森戸114-7 IACT 成田物流センター 201号
ヤマトグローバルロジスティクスジャパン株式会社
海外生活支援オペレーション支店 | 別送通関担当宛

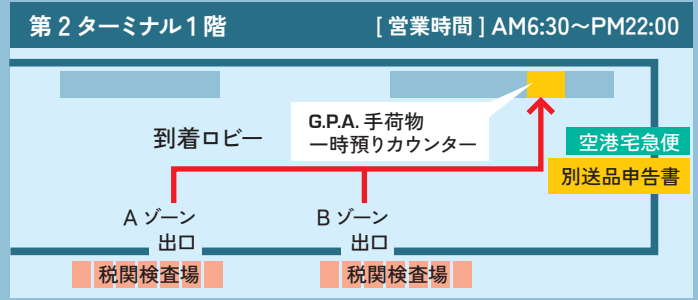
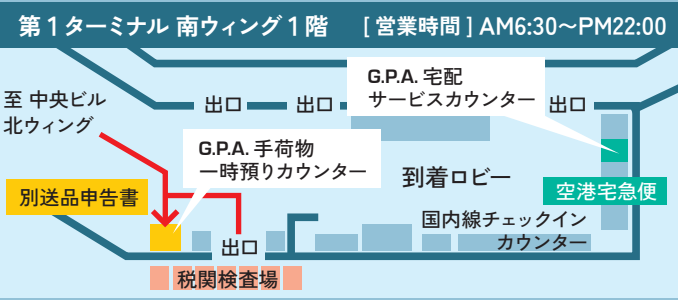
別送品申告書お預りカウンター

ご提出(税関にて押印済み)頂きました別送品申告書は以下の到着空港にてお預りいたします。

[注意] 空港により、カウンターの営業時間、および別送品申告書と空港宅急便カウンターが異なる場合があります。営業時間は予告なく変更される場合があります。詳しくは各委託カウンターのホームページをご覧ください。

成田国際空港

委託カウンター：G.P.A. 手荷物一時預りカウンター

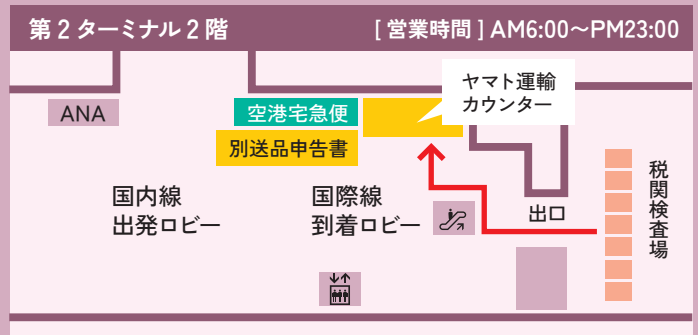
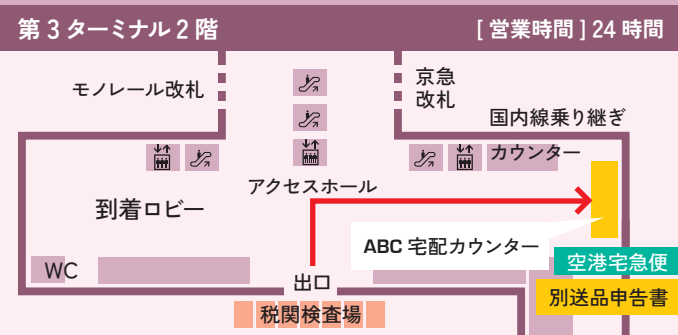


[注意]: 第1ターミナル北ウイングおよび第3ターミナルにお預りカウンターはございません。第1ターミナル南ウイング1階へお越しください。

東京国際(羽田)空港

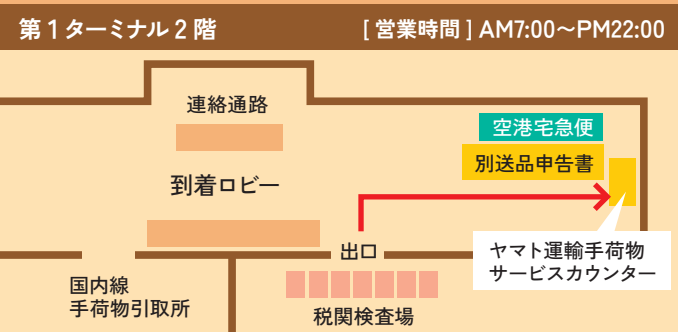
委託カウンター：JAL ABC

委託カウンター：ヤマト運輸



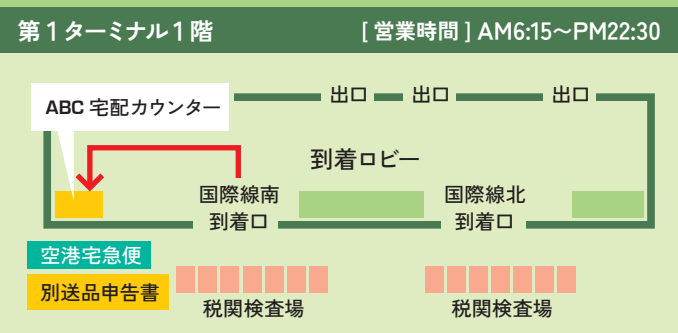
中部国際空港

委託カウンター：ヤマト運輸

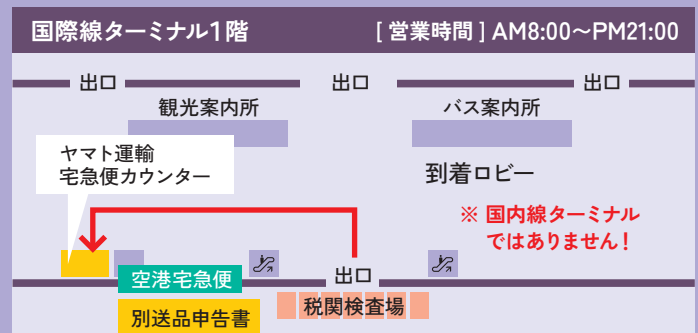


関西国際空港

委託カウンター：JAL ABC



委託カウンター：ヤマト運輸



日本国内でのお問い合わせ先

海外引越荷物全般(航空便・船便) / 別送国際宅急便(船便)をご利用の方
【お客様サービスセンター】(営業時間 9:00~17:00)

0120-804-814

別送国際宅急便(航空便)をご利用の方
(営業時間 9:00~17:00)

0120-801-062

